

岩手県告示第 702 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次のとおり一般国道の供用を開始する。

平成 19 年 10 月 5 日

岩手県知事 達 増 拓 也

1（1）路線名 340 号

（2）供用開始の区間

ア 陸前高田市高田町字栃ヶ沢 43 番 1 地先から 47 番 7 地先まで

イ 陸前高田市竹駒町字相川 26 番 4 地先から 11 番 2 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 5 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 大船渡地方振興局土木部

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同 11 月 5 日まで

2（1）路線名 455 号

（2）供用開始の区間

ア 盛岡市玉山区藪川町村山国有林 85 林班地先から下閉伊郡岩泉町釜津田権現国有林 550 林班地先まで

イ 下閉伊郡岩泉町門字三田貝 133 番 18 地先から 47 番 19 地先まで

（3）供用開始の期日 平成 19 年 10 月 8 日

（4）供用開始の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間

ア 場所 宮古地方振興局岩泉土木事務所

イ 期間 平成 19 年 10 月 5 日から同年 11 月 5 日まで